③	常磐自動車道	三郷ジャンクションから川口ジャンクションまで	川口ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0㎞	三郷ジャンクション
④	一般国道14号（京葉道路）	京葉ジャンクションから三郷ジャンクションまで	三郷ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	13.3㎞	一般国道14号（京葉道路）及び都道首都高速７号線との接続部
⑤	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから三郷ジャンクションまで	三郷ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	—	川口ジャンクション

二．割引相互間の適用関係

⑴　上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、記〔５〕に定める他の全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して記〔５〕に定める他の全ての割引を適用する。

⑵　障害者割引を適用する自動車は、外環迂回割引と重複するものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して外環迂回割引を適用する。

⑶　上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引、深夜割引及び外環迂回割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引、ＥＴＣ路線バス割引及び外環迂回割引を除く。）の割引率は、最大で基本料金の額、特別の措置又は上限料金の引下げに係る割引後の額の50％とする。また、深夜割引及び外環迂回割引相互間の重複適用後の割引率は、最大で直行料金距離に応じて算出された基本料金の額の50％とする。

㈠　重複適用の有無

○…適用あり
×…適用なし
―…重複し得ない

	環境						
大口	○	大口					
流入	○	○	流入				
湾岸	○	○	―	湾岸			
路バス	×	×	×	×	路バス		
深夜	○	○	○	○	○	深夜	
迂回	―	○	―	―	×	○	迂回

㈱　「環境」、「大口」、「流入」、「湾岸」、「路バス」、「深夜」、「迂回」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、大口・多頻度割引、都心流入割引、都心流入・湾岸線誘導割引、ＥＴＣ路線バス割引、深夜割引及び外環迂回割引を指す。

㈡　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	外環迂回割引
5	深夜割引
6	ＥＴＣ路線バス割引又は大口・多頻度割引

⑷　環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。

三．消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記一．⑴、⑶、⑸、⑹、⑻及び⑼に定める割引を適用した額（記⑴及び記⑶に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

〔６〕　基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験（道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置）については、次のとおりとする。

一．道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置としての料金の額

㈠　適用する自動車

首都高速道路を通行する中型車、大型車及び特大車とする。

㈡　適用区間

首都高速道路全線とする。